

令和7年度 熊本県海外出願支援事業 公募要領

一般社団法人くまもとデザイン協議会（以下「協議会」という）では、知的財産権を活用して外国への事業展開を計画している県内中小企業者等を支援するため、海外における特許、実用新案、意匠、商標（冒認対策商標含む）の出願に要する経費の一部を補助する「熊本県海外出願支援事業」の公募を実施します。

1. 公募期間

令和7年9月1日（月）から9月26日（金）17：00必着

2. 補助率・補助上限額

（1）補助率・上限額

- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
- ・1企業（グループ）あたりの上限額：300万円以内（複数案件の場合）

（2）案件ごとの上限額

- ・特許出願：150万円以内／件
- ・実用新案登録出願・意匠登録及び商標登録出願：60万円以内／件
- ・冒認対策商標出願：30万円以内／件

（3）備考

- ・上記金額は消費税及び地方消費税分を除きます。
- ・予算額の範囲内で選考の結果、採択件数及び助成金額を決定するため、不採択又は申請額より減額して交付決定することがあります。
- ・補助対象経費とならない経費は、企業の全額負担となります。

3. 補助対象者

（1）熊本県内に事業所を有する中小企業者又はそれら中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。

「中小企業者」とは、下表に示す事業者であり、中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

業 種	資本金及び従業員
①ゴム製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
②旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥小売業	5,000万円以下又は50人以下

（2）知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。

（3）補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、あるいは助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等であること。

(4) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者等。

(5) 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者等。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと又は法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同法第2条第6号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。

(7) 経済産業省におけるEBPM※に関する取組みに協力すること。

※EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(8) みなし大企業※に該当しないこと。

※みなし大企業とは、次の（ア）から（キ）のいずれかに該当するもの

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合は、大企業として取り扱わないものとする。以下同じ。）が所有している中小企業者等

（イ）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

（エ）資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に、直接又は間接に、100%の株式を保有される中小企業者等

（オ）間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

（カ）その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

（キ）別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業

4. 補助対象となる出願

次の（1）から（4）の条件を全て満たしている外国出願が対象になります。

（1）特許、実用新案、意匠、商標又は冒認対策商標への出願であること。

（2）申請書提出時点において既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む）であって、以下のいずれかに該当する方法により、外国特許庁に同一内容の出願を行う予定であること。

- ・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しない）。
- ・特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法又はダイレクトPCT国際出願であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法）。
- ・ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む）。
- ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法。

（3）本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願（PCT国際出願を含む）と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一であり、かつ申請者と同一の法人名義であること。

(4) 採択後、令和8年2月13日(金)までに外国特許庁等への出願が完了し、実績報告書及び必要証憑が提出できること。

5. 補助対象経費

補助対象となる主な経費は以下の通りです。

経 費 区 分	内 容
外国特許庁への出願手数料	・ 外国特許庁への出願に要する費用 ・ P C T国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料 ・ W I P O（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・ 外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）
現地代理人費用	・ 上記外国出願に係る現地代理人費用 ※1か国に対し、代理人1者を原則とします。複数の代理人が必要な場合は事前相談してください。 ・ 現地代理人費用の振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 ・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等） ※仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、原則認められません。但し、申請時に協議会担当者へ事前相談を行い、事情説明書及び見積書等関連資料を提出し、それらによりその使用が合理的と協議会が認めたものに対しては対象とします。事前相談が無いものに対しては一切認められません。
国内代理人費用	・ 上記外国出願に係る国内代理人費用 ・ 現地代理人への送金手数料 ※仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、原則認められません。但し、申請時に協議会担当者へ事前相談を行い、事情説明書及び見積書等関連資料を提出し、それらによりその使用が合理的と協議会が認めたものに対しては対象とします。事前相談が無いものに対しては一切認められません。
翻訳費用	・ 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

【補助対象とならない経費の例】

- ・ 先行技術調査に係る費用
- ・ 本補助金の申請書・実績報告書作成に係る費用
- ・ 交付決定日以前に発生した費用
- ・ 日本特許庁に支払う印紙代
- ・ 国際商標登録出願の本国官庁手数料
- ・ 国内出願、P C T出願の国内出願に係る弁理士費用
- ・ 国内代理人への振込手数料
- ・ 国内における消費税及び地方消費税
- ・ 外国ローカルタックス等諸税
- ・ 外国における付加価値税
- ・ 一度、外国特許庁に支払った後に、追加的に外国特許庁、国内代理人に支払った費用（出願後自発補正・中間手続きに係る経費（出願と同日手続きではない審査請求料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料））

- ・ P C T 出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）
- ・ 実績報告書の添付書類を翻訳する費用 等

6. 審査

採択企業は、協議会が設置する審査委員会において、次の事項を基準として審査のうえ、令和7年9月下旬に採択企業を決定します。

（１）出願案件について、新規性、進歩性、創作性等の観点から優位性を有し、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

（２）次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

・ 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等であって、その計画の内容が具体的かつ妥当で実現性が高いと判断されること。

・ 補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること。

（３）産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

また、次に該当する場合は、重点支援対象として、審査において加点措置をとります。

（１）重点支援対象企業に対する加点措置

次のいずれかに該当する場合は重点支援対象として加点措置をとります。

- ・ 地域未来牽引企業
- ・ J A P A N ブランド育成支援等事業採択者
- ・ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者

（２）賃上げ実施企業に対する加点措置

・ 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

・ 加点措置は、加点を希望する企業が申請時提出書類に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出することにより行います。

・ 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

・ 前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。

・ 賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

・ 賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

（３）ワーク・ライフ・バランスを推進する企業に対する加点措置

次のうちいずれかに該当する企業が対象です。

・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）

・ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

・ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定、プラチナくるみん認定）

・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

7. 留意事項

（１）採択後の申請内容（出願予定国、出願内容等）の変更は原則認められません。採択後にやむを得ず申請時の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ協議会の承認が必要になりますので出願前にご連絡ください。

※例：出願国数を減らす、出願国を変更する、現地代理人を変更する 等

（２）外国特許庁への出願においては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。また、中間応答の必要が生じたものについても応答してください。

（３）補助金の支払いは、清算払いとなります。本補助事業完了後は遅滞なく（事業完了後30日以内又は令和8年2月13日のいずれか早い日まで）実績報告書を提出してください。

（４）本事業完了後5年間は特許等の取得・活用状況等についてのフォローアップ調査にご協力をお願いします。

（５）本事業に関してご提出いただいた個人情報適切に管理し、目的外使用はいたしません。なお、申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、清算といった一連の業務遂行のために利用します。

また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

（６）採択された事業者については、本補助金実施要領第22条第2項の定めにより、企業名、所在地、交付の決定を受けた出願種別（「特許」、「商標」等）、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を、公表いたします。

8. 申請方法

申請者は以下の【必要書類】【審査加点に関する書類】を協議会へ郵送してください。

形式：A4サイズ片面印刷（カラー、モノクロは問いません） ※各様式への代表者印は不要です。

部数：1部 ホッチキス等で止めずに申請書類一式をダブルクリップ等でまとめて提出してください。

【必要書類】

	書類名	法人	個人	NPO	備考
1	間接補助金申請書（押印不要） 1部 【様式1-1】特許、実用新案、意匠及び商標に関する申請書 【様式1-2】冒認対策商標に関する申請書	○	○	○	原本
2	協力承諾書 1部 【様式1-1の別紙第1】 【様式1-2の別紙第1】	○	○	○	原本
3	特許出願非公開制度に関する自己確認書 ・特許出願の場合提出してください。ただし、外国出願の基礎となる特許の出願日が令和6年4月30日以前の場合は提出不要です。	該当する場合のみ			原本
4	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1部 申請書の提出日から3か月以内の日付のもの	○		○	原本

5	会社事業概要（自由様式） 1部 会社パンフレットやホームページの写しで代替可能	○	○	○	原本
6	役員名簿 1部 【様式第1－1の別添】 【様式第1－2の別添】	○		○	写し
7	決算書 直近2期分（表紙から個別注記表まで） ・事業計画書及び資金調達計画書があれば提出 ・創業1年以上2年未満の場合は、1期分の決算書に加え、銀行発行の預金残高証明書（直近及び2か月前の2通）を併せて提出 ・創業1年未満の場合は、決算書に代えて、以下の書類を提出 ・法人設立届出書 ・銀行発行の預金残高証明書（直近及び2か月前の2通） ・事業計画書 ・収支計画書	○		○	写し
8	直近の確定申告書 第一表、第二表及び収支内訳書（1・2面）もしくは、第一表、第二表及び所得税青色申告決算書（1～4面） ・事業計画書及び資金調達計画書があれば提出 ・創業1年以上2年未満の場合は、1期分の確定申告書に加え、銀行発行の預金残高証明書（直近及び2か月前の2通）を併せて提出 ・創業1年未満の場合は、確定申告書に代えて、以下の書類を提出 ・開業届（日付の印のあるもの） ・銀行発行の預金残高証明書（直近及び2か月前の2通） ・事業計画書 ・収支計画書		○		写し
9	①基礎出願の出願書類 ア）特許出願：願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約、受領書 イ）PCT出願：願書、明細書、請求の範囲、図面、要約、受領書 ウ）実用新案登録出願：願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約、受領書 エ）意匠登録出願：願書、写真又は図示的表現、受領書 オ）商標登録出願：願書、受領書（登録になっている場合は商標登録証） ②基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等 ③基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書等 ④PCT国際出願について提出されたPCT第19条（1）の規定に基づく補正書、PCT第34条（2）bの規定に基づく補正書	○	○	○	写し
10	見積書 ・国毎、費目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳代）に分けて金額を明記（申請書の9を参照） ・翻訳受注者及び翻訳単価を明記（単価/1Word×Word数） ・現地代理人の事業所名及び同事務所の所在国を明記 ※仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、原則認められません。	○	○	○	写し

	・申請時に確定した金額が補助上限となるため、為替レートは変動を考慮して設定することを推奨				
11	資金計画 【様式第1－1の添付書類7】 【様式第1－2の添付書類7】	○	○	○	原本
12	先行技術調査報告書/先行登録調査報告書 ・商標登録出願及び冒認対策商標登録出願についてはJ－P l a t p a t等の検索結果を添付 ・国際調査報告書（I S R）がある場合はI S Rの提出をもって先行技術調査報告書の提出に代えることが可能。別途先行技術調査報告書がある場合にはI S Rと併せて提出 ・国際調査報告書（I S R）がない場合は先行技術調査報告書を提出	○	○	○	写し
13	共同出願の場合の関連書類 持分割合が明記されているもの（契約書・覚書等）	該当する場合のみ			写し

【審査加点に関する書類】

	書類名	法人	個人	NPO	備考
1	地域未来牽引企業は認定証、もしくは認定を証することがわかる書類	○	○	○	写し
2	「J A P A Nブランド育成支援事業採択者」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者」は交付決定通知等、それらを利用したことを証する証憑	○	○	○	写し
3	賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書 ア) 別紙1の1<給与総額>（常時雇用する従業員がいる場合） 別紙1の2<平均受給額>（常時雇用する従業員がいる場合） イ) 別紙1の3<給与総額>（常時雇用する従業員がいない場合） 別紙1の4<給与総額>（常時雇用する従業員がいない場合）	○	○	○	原本
4	ワーク・ライフ・バランス推進企業に係る認定書等 該当する認定書等	○	○	○	写し

9. 申請書送付・お問い合わせ先

一般社団法人くまもとデザイン協議会 熊本県海外出願支援事業事務局（担当：古家・神村）

〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町5-1 4階

電話：096-277-1569 ※10:00～16:00

E-mail: office@kd21.or.jp